

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十六日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「支度料は、」の下に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の」を加える。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。